

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和3年5月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	欠席
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己	欠席	8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	次 長	石黒 貴之
統括主査	宮田 隆志	書 記	杉渕 詩織
書 記	渋田 訓史		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、8名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

6番	澤野 敏久	8番	吉野 幹雄
----	-------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第 2 2 号議案から第 2 4 号議案を上程します。

 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。第 2 2 号議案、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。今月の案件は、5 件です。1 番と 2 番が農地中間管理機構への利用権設定、3 番から 5 番が相対での利用権設定です。1 番と 2 番が犬山地区、3 番から 5 番が城東地区の案件となります。

 続いて議案書の 4 ページをご覧ください。第 2 3 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

 こちらは先ほどの第 2 2 号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

 5 ページが [REDACTED]、6 ページが [REDACTED] [REDACTED]、7 ページが [REDACTED] への配分計画案です。

 7 ページについて修正がありますのでお願いします。整理番号が 6 番となっておりますが、3 番に修正をお願いします。またこちらの案件は、先の農業委員会で [REDACTED] へ配分しましたが、効率のよい耕作をするうえで [REDACTED] へ交代するものとなっておりますのでお願いします。

 続いて議案書の 8 ページをご覧ください。第 2 4 号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。別紙をご覧ください。

【議案説明】

今回の事業計画者は、昭和35年に自動車学校を[]に設立しました。主な事業内容としましては、[]の運営と、空調設備、工事を主な業務としております。今回の申請内容は、先ほど申し上げた通り、[]のスクールバスの駐車場と従業員用の駐車場です。近隣、多数自動車学校の競合がありまして、新規の入校生獲得を重きに置いております。

今ではスクールバスを完全無料で運行して、生徒の自宅玄関前までの送迎が当たり前のサービスとなっております。現在[]は、名鉄小牧駅から、犬山市内にスクールバスを運行しておりますが、特に夕方頃になると、渋滞が激しく、予定通りの運行に支障をきたしております。

犬山市内からの在校生も多いことから、小牧市と犬山市の市境あたりに、スクールバスの駐車場があれば、より利便性も向上し、新規入校生の獲得も見込めるため今回の申し出となりました。

12ページをご覧ください。一団に農用地区域が広がっております。斜めの斜線になってところが除外区域になります。13ページに周辺図をつけております。

排水計画に、周辺農地の排水につきましては、現在の申し出地は土地利用の形質変更がないため、周辺農地への排水の影響はないと見込んでおります。

14ページに、周辺図の写真を添付しております。

なお1番の写真の中央部分に、構造物がございますが、事業者の方には、早急に撤去、取り壊しをするように指導をしております。

15ページに今回の土地利用計画図が付図されております。従業員用の駐車場が4台と、マイクロバス4台の設置を予定しております。

議長

ただいま事務局から、第22号議案から第24号議案までの説明がありましたが、これについて、質問、意見はありませんか。なお、先ほどご説明がございましたように、7ページの案件に

については、従前に、農業委員会にかかりまして、集積を認められ、この[]にお願いするというふうに決定されておりましたけれども、有効活用の点からいって、[]にやっていただくより、[]にやっていただいた方がいいということで、入れ代わったということでございます。ですから、整理番号3となりますが、これは22号議案とは必ずしも、連携は取れておりませんのでご了解をえたいと思います。以上でございますが、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ご質問、ご意見はないようですので、ここで地区審議をお願いします。

午後2時15分 地区審議

午後2時25分 開議

議長

ただいまから総会を再開させていただきたいと思えます。

第22号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番と2番につきまして犬山地区をお願いします。

今井委員

1番今井です。異議はありませんので可といたします。

議長

3番から5番につきまして城東地区をお願いします。

小澤委員

3番小澤です。地区審議の結果3番から5番につきまして可とします。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第22号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第23号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について意見の決定を求めます。

1番、2番について、犬山地区お願いします。

今井委員 1番今井です。異議がないため可とします。

議長 3番について羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。3番につきまして地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第23号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第24号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。推進委員の方も、特に問題なしという意見をい

ただいておりますが一つだけ確認します。

変更面積 977 m²なのですが、別紙の有効面積が 930 m²となつていますが、これは利用する面積が 930 m²だということでしょうか。

事務局

事務局より説明いたします。

こちらにつきましては図面上、端に尖がっているところが使いづらいため面積が抜けておりますが、登記簿上、977 m²でございますので、土地の利用計画としては、977 m²となります。

こちらにつきましては業者の方に訂正を求めまして、利用面積としては登記簿上の面積、977 m²とさせていただきたいと思っております。

また、農振の手続きが進みますと、農業委員会の方で今度、農地転用の手続きがありますが、その時には、登記簿上の面積で申請していただきますよう業者の方に指導いたします。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第24号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

報告事項についてご説明します。

議案書の16ページをご覧ください。報告第9号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は7件です。

一つ報告について訂正させていただきます。

18ページをご覧ください。

整理番号4番ですが、大字のところに、犬山市と入っておりますが、すべて犬山の誤りですので、訂正をお願いいたします。

議長

他に報告について、ご質問などありましたらお話ください。

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました議案は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。